

議案第55号

木津川市職員の給与に関する条例の一部改正について

木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月19日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和2年10月7日に人事院から国家公務員の特別給改定の勧告が行われ、令和2年11月6日に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受けて木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第7項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 木津川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第7項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（議案第55号）

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照

表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第16条の2　(略) (期末手当)	第1条～第16条の2　(略) (期末手当)
第17条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間における その者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)	第17条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間における その者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)
3～6　(略) 7　再任用職員に対する第2項の規定の 適用については、同項中「 <u>100分の</u> <u>125</u> 」とあるのは「100分の72. 5」とする。	3～6　(略) 7　再任用職員に対する第2項の規定の 適用については、同項中「 <u>100分の</u> <u>130</u> 」とあるのは「100分の72. 5」とする。
第17条の2～第21条　(略)	第17条の2～第21条　(略)

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照

表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条～第16条の2 (略) (期末手当)	第1条～第16条の2 (略) (期末手当)
第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額 に、基準日以前6か月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間における その者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3～6 (略) 7 再任用職員に対する第2項の規定の 適用については、同項中「 <u>100分の</u> <u>127.5</u> 」とあるのは「100分の 72.5」とする。	3～6 (略) 7 再任用職員に対する第2項の規定の 適用については、同項中「 <u>100分の</u> <u>125</u> 」とあるのは「100分の72. 5」とする。
第17条の2～第21条 (略)	第17条の2～第21条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 55 号 木津川市職員の給与に関する条例の一部改正について						
担 当 課	人事秘書課 人事係						
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	令和 2 年 10 月 7 日に人事院から国家公務員の特別給改定の勧告が行われ、令和 2 年 11 月 6 日に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受け木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。						
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事院勧告を受け、協議、検討を実施 ・ 職員組合との交渉実施 						
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
市総合計画の位置付け	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">基本方針</td> <td style="padding: 2px;">7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">政策分野</td> <td style="padding: 2px;">17 行財政運営</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施 策</td> <td style="padding: 2px;">⑤ 組織・人材育成 人材育成の充実</td> </tr> </table>	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり	政策分野	17 行財政運営	施 策	⑤ 組織・人材育成 人材育成の充実
基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり						
政策分野	17 行財政運営						
施 策	⑤ 組織・人材育成 人材育成の充実						
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(令和 2 年度から) 令和 2 年度 : ▲ 10,458 千円 (正規職員) ▲ 2,007 千円 (会計年度任用職員)						
将来にわたる効果及び 経費の状況	国家公務員の一般職の給与改定に準じて、改定を行います。						